

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、変化の激しい市場において長期的な企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの確立と企業の社会的責任を果たすことが重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3 最高経営責任者の後継者計画の監督】

当社では最高経営責任者(代表取締役)の後継者計画については、経営理念や経営戦略等を踏まえ、適切に行われております。今後、手続の客観性・適時性・透明性を高めるために独立した指名・報酬委員会を設置し、当該委員会にて候補者が社長に相応しい資質を有するか等十分な時間をかけて、審議を行い、取締役会に意見具申を行う等仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定】

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、独立社外取締役3名を含む監査等委員会は、報酬等の算出根拠、その水準と取締役の役割、職責とのバランス、当社業績との連動性等を勘案のうえ、経営陣幹部と意見交換を行うなど適切に検討しておりますが、今後は客観性・透明性を強化していきたいと考えており、独立した指名・報酬委員会の設置も検討してまいります。

【補充原則4-3-2 客観性・適時性・透明性ある手順による最高経営責任者の選任】

代表取締役の解任に関する具体的な手続きや解任基準等を定めておりません。今後は、解任基準を策定するとともに、任意の指名・報酬委員会への諮問を通じて、より会社の業績の評価等も反映させた、公正かつ透明性の高い選解任プロセスの実現を進めてまいります。

【補充原則4-3-3 最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立】

代表取締役の解任に関する具体的な手続きや解任基準等を定めておりません。今後は、解任基準を策定するとともに、任意の指名・報酬委員会への諮問を通じて、より会社の業績の評価等も反映させた、公正かつ透明性の高い選解任プロセスの実現を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

1)当社は、取引先との取引関係の維持強化、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持強化に繋がり、かつ当社の企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、株式を保有しております。

2)保有する全ての上場株式については、保有先会社との取引状況および当社の事業戦略等定性面の観点のほか、配当収益その他の経済合理性等の定量的な観点も踏まえ、保有の要否について検討してまいります。検証の結果、保有の意義が薄れたと判断される株式については、株価の動向、市場への影響等を考慮のうえ売却を進めてまいります。

(2)政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、すべての議案に対して議決権を行使することとし、議案の内容のみならず、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議事項としており、取引毎に取締役会による事前承認を実施しております。また、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。

役員に対しては、「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、当社と役員自身若しくはその近親者、又は役員が代表となっている団体若しくは過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引の有無・内容を把握しております。

また、関連当事者と取引を行う場合、個別の取引の妥当性等を確認することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、企業年金制度に精通した人材を配置し、外部セミナー等に出席させることで資質の向上を図っています。確定給付企業年金の積立金の運用面においては、年金給付および一時金給付等の支払いを将来にわたり確実にを行うため、長期的・安定的に収益確保することを運用目的としております。具体的に、「運用管理規程」「運用の基本方針」を定め、政策的資産構成割合を策定し、適切に分散した資産配分による運用を行うとともに、当該方針等に沿って適切な資産運用管理機関を選定しています。そのほか、資産運用管理機関から定期的に運用結果に関する報告を受けて、当該機関の定量的・定性的な評価を行い、運用全般の健全性を確認しています。なお、積立金の運用結果、運用の基本方針を従業員に開示しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念につきましては、当社のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

また、年度の経営計画につきましては、当社のホームページに掲載しておりますので合わせてご参照下さい。

(2)ガバナンスに関する考え方・基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

- 1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- 2)株主以外のステークホルダー（お客さま、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
- 3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- 4)透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- 5)株主との建設的な対話に努めます。

(3)取締役の報酬

本報告書II「取締役報酬関係」内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

すなわち、株主総会決議によって総額の上限を決定後、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、職位・職務内容・実績・その他各要素を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、取締役（監査等委員を除く。）に対し、当社が定めた役員株式給付規程に基づき、業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該ポイント相当の株式を給付する「株式給付信託（BBT）」を導入しております。各監査等委員である取締役の報酬は、職務内容・その他各要素を総合的に勘案し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、その分配を決定しております。

なお、独立社外取締役3名を含む監査等委員会は業務を執行する取締役の報酬等について、報酬等の算出根拠、その水準と取締役の役割、職責とのバランス、当社業績との連動性等を勘案の上、経営陣幹部と意見交換を行なっております。

(4)取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役の選解任と指名

1)経営陣幹部選解任・取締役（監査等委員である取締役を除く）候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス・ジェンダーや国際性の面を考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。また、監査等委員である取締役候補指名におきましては、財務・会計・法務に関する知見、当社事業分野に関する知見および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。

2)代表取締役が各方面よりご意見を聞き、業績、人格、識見などを総合的に勘案し、その責務にふさわしい人物を選任します。

人選結果について、株主総会及び取締役会で審議し、決定しています。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得ています。

3)経営陣幹部の解任の方針と手続きについて、経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合、独立社外取締役3名を含む監査等委員会に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。なお、経営陣幹部選解任・取締役候補指名の検討に際し、独立社外取締役3名を含む監査等委員会は取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験、業績等を踏まえ、経営陣幹部と意見交換を行なっております。

(5)個々の選解任・指名についての説明

取締役（監査等委員である取締役を除く）・監査等委員である取締役候補者の選解任にあたり、その選解任理由を「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載してまいります。また、「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに当社HPに掲載してまいりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

次の事項は、取締役会の決議を経るものとしております。

(1)会社法及び他の法令に規定された事項、(2)定款に規定された事項、(3)株主総会の決議により委任された事項、(4)その他経営上の重要な事項

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社は定款において、取締役会の決議によって重要な業務の執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

次の事項は取締役会に報告するものとしております。

(1)業務の執行の状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項、(2)その他取締役会が必要と認めた事項

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としております。

なお、当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性・規模の考え方、取締役選任に関する方針・手続】

当社では、業務執行取締役7名及び監査等委員である取締役4名の合計11名の取締役で構成されており、迅速な意思決定が行なわれ、適切な規模と考えております。またその構成も国籍や人種、性別にとらわれず、各事業の経営や喫緊の課題に精通した方々であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点を備えたバランスのとれた構成としております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模・構成に関する考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況の毎年開示】

取締役の他の上場会社の役員との重要な兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「第117期定時株主総会招集通知」及び「第117期有価証券報告書」に記していますので、それぞれご参照ください。

第117期定時株主総会招集通知：https://www.origin.co.jp/dynamic_dir/wp-content/uploads/2018/06/82ec554a712d1291f71fd61251d446391.pdf

第117期有価証券報告書：https://www.origin.co.jp/dynamic_dir/wp-content/uploads/2018/06/117-yuukasyoukenhoukokusyo.pdf

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

当社取締役会では、取締役による自己評価アンケートを実施し、その評価結果を基に取締役会全体の実効性についての分析、評価を行っております。その結果概要につきましては、当社ウェブサイト上において開示いたします。

【補充原則4-14-2 トレーニング方針の開示】

当社では、【補充原則3-1(3)(4)】に記載のとおり、取締役に期待される役割と責務を全うできる者を選任し、取締役会全体の実効性を高めることとしています。

それらを踏まえ、新任役員については、経営者として習得しておくべき、善管注意義務・忠実義務をはじめとする受託者責任等に関する法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っていきます。また重任・新任役員とも社外の講習会、外部交流会等に参加し知識を深めていただいています。

社外取締役については、会社の事業や機能等を理解いただくために各種重要な会議（業績会議、部長会議、コンプライアンス委員会等）に参加していただいています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)担当役員が統括し、株主総会・決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけています。

(2)社内の関連部門は、株主との建設的な対話に資するよう、開示資料の作成や必要な情報の共有を図っております。

(3)株主総会や半期毎の決算説明会を開催しております。また、ウェブサイトを通じて情報を積極的に開示しています。

(4)対話において把握した株主の意見は、必要に応じて、経営陣幹部への報告や取締役会で報告することにより取締役・経営陣および関係部門

ヘフィードバックする体制を整備しております。

(5)インサイダー情報の管理については、関係者全員がインサイダー取引防止管理規程、コンプライアンスマニュアル、Eラーニング等を通じて、情報管理の徹底を図っています。

また、決算発表前の一定期間については、投資家との対話が行われることのない様IR活動等を制限しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オリジン電気取引先持株会	396,171	5.94
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	376,000	5.63
株式会社みずほ銀行	331,250	4.96
明治安田生命保険相互会社	302,600	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	201,900	3.03
株式会社りそな銀行	156,000	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	126,500	1.90
トーア再保険株式会社	121,275	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	113,300	1.70
みずほ信託銀行株式会社	104,600	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

1. 明治安田生命保険相互会社及びその共同保有者である、明治安田アセットマネジメント株式会社から、2013年2月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年2月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
- 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、夏季の保有株券等の数は当該株式併合前の所有株式数を記載しております。
- 明治安田生命保険相互会社 1,596,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.76%)
- 明治安田アセットマネジメント株式会社 79,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.24%)
2. 2017年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更契約書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である、みずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が2017年8月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
- 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、夏季の保有株券等の数は当該株式併合前の所有株式数を記載しております。
- 株式会社みずほ銀行 1,656,250株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.94%)
- みずほ信託銀行株式会社 579,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.73%)
- アセットマネジメントOne株式会社 720,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.15%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大日方 勝彦	他の会社の出身者											○
東條 宏史	他の会社の出身者											○
高田 忠美	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大日方 勝彦	○	○	——	生命保険会社での長年の経験における財務および会計に関する相当程度の知見と幅広い見識があり、当社の監査に反映していただけると判断し、監査等委員である社外取締役としました。 当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
				損害保険会社での財務部門を含む経営全般

東條 宏史	○	○	——	に対して豊富な経験を有しており、それを当社の経営全般の監査に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役としました。 当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
高田 忠美	○	○	——	生命保険会社における豊富な経験および識見を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役としました。 当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	3	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置しておりませんが、配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を含め、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が協議決定いたします。また、人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとしております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会及び監査等委員として立案した監査計画を会計監査人と交換し、各年度の監査方針や重点監査事項等を確認しております。監査等委員会及び監査等委員は会計監査人が計画に沿って実施する本社、各工場、各支店および主要子会社別の会計監査・営業債権管理状況監査・実地たな卸監査・内部統制の評価等に関する結果報告を受け、適宜情報・意見交換を行っております。さらに各四半期末及び年度末には、会計監査人が作成する「監査実施説明書」に基づく監査結果報告会を開催して監査等委員会及び監査等委員は会計監査人の独立性を監視し、会計監査人の監査方法および結果等の相当性判断の一助としております。内部監査室は社長直轄の組織で、主にコンプライアンスや業務プロセスの適正化に必要な監査を行っており、各々の年度監査計画に基づき監査等委員会及び会計監査人との定期連絡会を四半期に1回実施しております。また、内部統制システム監査に関する情報交換等必要に応じて会議を開催することとし、効率的な監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当								

する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
----------	----------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 **更新**

当社は、2019年3月25日開催の取締役会において、任意の委員会として、指名・報酬委員会を設置することを決議いたしました。指名・報酬委員会は必要に応じて随時開催し、取締役会の諮問に基づき、取締役・執行役員の選解任の方針、取締役・執行役員の人事案、後継者計画、取締役・執行役員の報酬の方針・報酬制度、および取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の個別報酬額などについて、審議のうえ、取締役会に対して答申することとしております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会決議で選任され、取締役3名以上、そのうち過半数は独立社外取締役で構成することとしております。また、委員長は独立社外取締役が務めるものとし、委員の互選によって選定されます。

なお、当社の指名・報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社は、2017年6月29日開催の第116期定時株主総会においてご承認いただき、本制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

株主総会決議によって総額の上限を決定後、取締役会の決議で配分決定していますので、個人別の支給額を開示する必要性については現在考えておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会決議によって総額の上限を決定後、職位・職務内容・実績・その他各種要素を総合的に勘案し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、取締役会の決議により決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

これに加え、取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下断りがない限り、同じとします。）、に対して、平成29年6月29日開催の第116期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度として「BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いただいております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得さ

れ、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。これにより、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制につきましては、取締役会等の資料を事前に送付し、議案の内容を事前に検討できるよう適切に情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 定例の取締役会(業務執行取締役7名、監査等委員である取締役4名うち社外取締役3名 男性11名、女性0名)を毎月2回開催、緊急な意思決定が必要な場合は随時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督いたします。また、定款の規定に基づき、取締役に対し、重要な業務執行の決定の委任をすることができることとしており、業務執行と監督の分離が明確化できる体制としております。また、業務の運営については、3か年計画を立案し、全社的な目標を設定しております。各事業部門においては、その目標達成に向け具体的な施策を立案し、実行してまいります。
- (2) 代表取締役社長・担当取締役および各事業部門長を中心とした幹部会を毎月2回開催し、事業計画・年度予算等について進捗状況を監督しております。
- (3) 取締役候補者の選任・指名は、各取締役の職位・職務内容・実績・その他各種要素を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定します。また、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬についても、職位・職務内容・実績・その他各種要素を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定します。
- (4) 当社はリスク管理上、法令の遵守(コンプライアンス)が重要であると認識し、「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、実施しております。また、損失の危機管理に関する社内規程を整備し、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置しております。さらに各事業部門はそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスクの管理状況を取締役会に報告する体制を整備しております。
- (5) 当社グループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとっております。また、子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行っております。監査等委員会及び内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告してまいります。
- (6) 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
- (7) 当社は会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査について、協立監査法人を選任しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員	業務執行社員	朝田	潔
	業務執行社員	鈴木	宏

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役4名のうち、3名が社外取締役であります。監査等委員である取締役が、毎月開催する取締役会、幹部会議、関連会社等の経営会議などに出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、監査等委員会は、会計監査人並びに業務執行取締役からの報告を受けるなど業務執行取締役の業務執行について、厳正な適法性監査及び妥当性監査を行います。また、監査等委員会は、原則2か月に1回以上開催し、監査等委員会監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人、内部監査室との意見・情報交換など連携して、組織管理体制と業務手続の妥当性及び内部統制の適正性について継続的な実地監査業務を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めており、経営の監督機能を果たす体制を確立しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知については、法定期日より早い2018年6月8日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2017年6月開催の定時株主総会より議決権行使の電子投票を可能としております。
その他	当社ホームページへの招集通知及び議決権行使状況を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2018年4月1日施行の改正金融商品取引法への対応のため、IR基本方針を改訂しディスクロージャー・ポリシーとしてし、ホームページに公表しております。 https://www.origin.co.jp/financial/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に代表取締役が説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知、適時開示書類、決算説明資料、中期経営計画説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社行動憲章には、すべてのステークホルダーの信頼と期待に応えることを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境向上推進室を設置し、環境保全対策を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対する情報提供は正確性と迅速性を旨としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制の目的を「業務の有効性、効率性の確保(業務目標の達成)」、「財務報告の信頼性確保」、「法令の遵守(コンプライアンス)」及び「資産の保全」として認識しております。内部統制の一層の整備・改善に努めております。

内部統制の構築としては、責任・権限を明確にした上で、相互牽制が有効に機能する組織体制の整備改善に努めております。管理・統制に関する規程は、全社を網羅し、体系的かつ具体的なものを構築しております。また、最新のものが常時閲覧可能なように更新し、その閲覧を通じて必要な統制整備を行っております。内部統制の整備の状況は各部門・各部署において、その有効性を確認し、必要に応じては改善を加え、内部監査部門が監査評価することを通じて、内部統制の整備・向上を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応いたします。

整備状況としては、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から当社では当社グループの行動規範として「オリジングループ行動憲章」に上記の基本的な考え方を明記しています。また、いつでも閲覧できるように社内メールシステムのトップページ及び自社ホームページに「オリジングループ行動憲章」を掲載しています。

反社会的勢力排除に向けた社内の整備状況は以下のとおりであります。

- (1) 反社会的勢力排除に向けた社内対応部署は総務部であります。不当要求防止責任者は総務部長とし、担当部署を設置しております。
- (2) 外部機関との連携では、弁護士事務所と顧問契約し、所轄の警察署と連携する体制を整備しております。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集は、所轄警察署の「特殊暴力対応」などの説明会に定期的に参加し、最新情報を収集しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値、ひいては株主の皆様共同の利益を継続的、かつ持続的に確保していくことを目的として、平成20年3月24日開催の取締役会にて、「会社支配に関する基本方針」を決定し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決議するとともに、株主の皆様のご意見をより反映させるため、平成20年6月27日開催の第107期定時株主総会、平成23年6月29日開催の第110期定時株主総会及び平成26年6月26日開催の第113期定時株主総会にて、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成29年5月12日開催の取締役会にて、継続することを決議するとともに、平成29年6月29日開催の第116期定時株主総会にて「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」の議案を上程し、以後3年間の継続について、株主の皆様のご承認をいただいております。

この買収防衛策は、当社株式の大規模買付者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大規模買付を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

買収防衛策の詳しい内容は、

当社ウェブサイト(https://www.origin.co.jp/dynamic_dir/wp-content/uploads/2017/05/7e10c4af152b1826edbad59894bf69e9.pdf)に掲載いたしております。

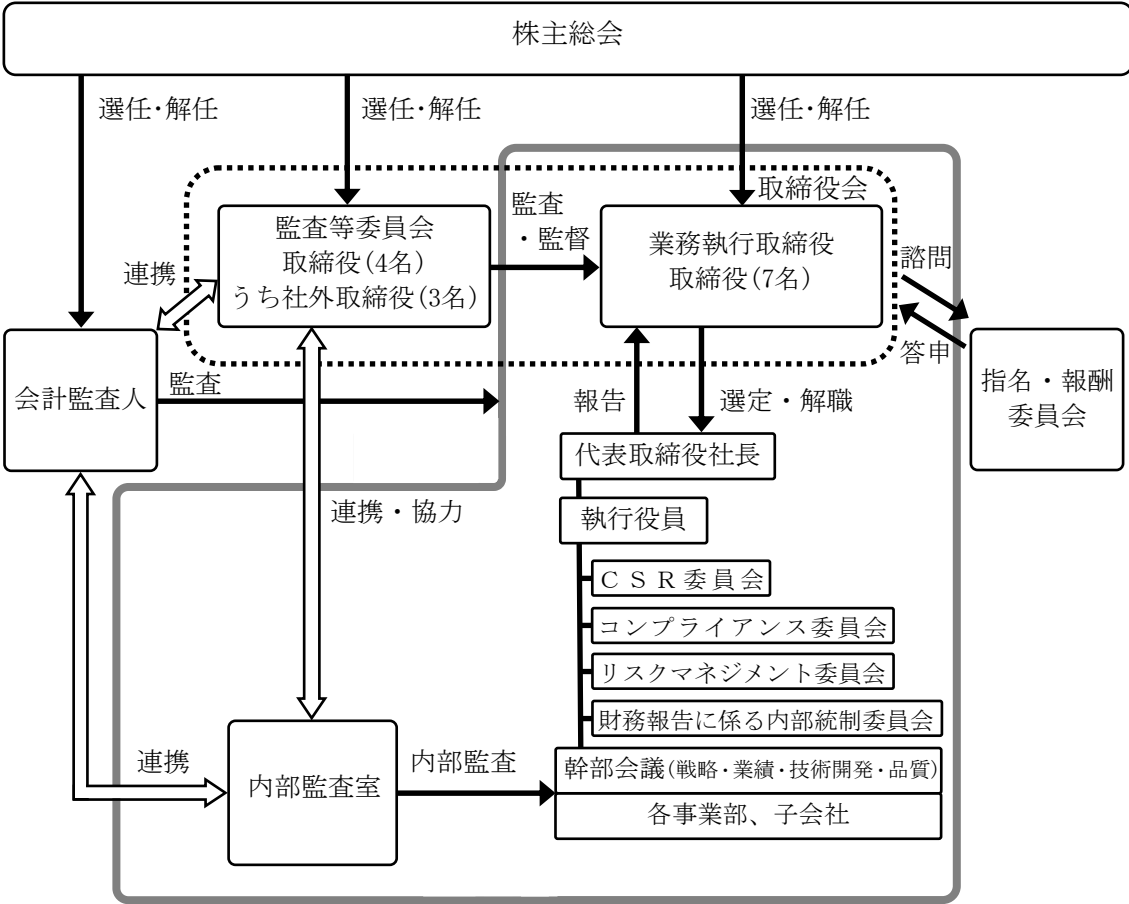
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

重要な決定事項及び重要な発生事実に関する情報は、当該情報の所管部署から適宜、社長または情報取扱責任者に報告され、社内規程（「情報管理規程」ならびに「インサイダー取引防止管理規程」）に則って情報管理の徹底を図るとともに、当該情報が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かを判断し、開示内容等の決定を迅速に行っています。

適時開示規則に該当する情報は、速やかに情報取扱責任者より開示担当部門を通じて開示を行い、その後自社ホームページに掲載し情報開示の徹底を図っております。

参考資料【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

